

# 《南部町地域防災計画》

## 第1章 総 則

### 第1節 計画の策定方針

#### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条および南部町防災会議条例(平成16年条例第16号)に基づく「南部町地域防災計画」として、南部町における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

この計画では、町における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策および復旧・復興対策について、鳥取県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「防災関係機関」という。)を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、町民の生命、身体および財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、町民の誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

#### 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法の規定に基づく「南部町地域防災計画」として作成するもので、南部町の災害対策の根幹となるものであり、災害に際し、町における防災関係機関の実施責任を明確にし、かつ、機関相互間の緊密な連絡調整を図るにあたっての基本的な大綱をその内容としての性格をもつものであり、町内の防災活動はすべてこの計画を基本として有機的に運営されるべきものである。

また、この計画は、鳥取県地域防災計画と相互に補完的な関係にある。その運用にあたっては、両者が緊密な関連のもとに運用されるよう留意されなければならない。

#### 3 計画の構成と内容

「南部町地域防災計画」は、「総則編」、「災害予防編」、「震災対策編」のほか「風水害対策編」および「資料編」を合わせた5編で構成する。

また、この計画は、南部町および防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、町および防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な実施計画を定め、その推進を図るものとする。さらに、「自助・共助」の観点から、町民、地域コミュニティーおよび民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模災害に対する備えを促すものとする。

#### 4 他の計画および他法令に基づく計画との関係

この計画は、「鳥取県地域防災計画」及び「南部町総合計画」の諸施策と整合性を図り策定する。

また、他の法令に基づいて作成する「消防計画」・「水防計画」とも十分調整を図るものとする。

したがって、これらの計画と抵触することがあって、かつ避けることができないと認められる

ときは、防災会議において調整を図るものとする。

## 5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは防災会議において修正する。したがって、各機関は、自己の所掌する事項について検討し、毎年3月末日(緊急を要するものはその都度)までに計画修正案を南部町防災会議(事務局:南部町総務課)へ提出するものとする。

## 6 計画の習熟

町および防災関係機関は、常に防災に関する調査、研究および教育、訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、町民に対する計画内容の周知徹底に努める。

